

住みよいまちづくり 生かします

あなたの市・県民税



3月に完成した長浜幼稚園。市税は教育や福祉など身近なことに使っています

住民税は、市民の皆さんの豊かな生活をつくるために必要な財源です。
そこで、市民税・県民税（以下「市・県民税」）の課税のしくみや、平成18年度の税制改正についてわかりやすくお知らせします。
また、個々の税額については、6月中旬までに届く『市民税・県民税納税通知書』に記載されていますので、合わせてご覧ください。

平成18年度ここが大きく変わります

65歳以上の人への非課税措置の廃止
65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた、市・県民税の非課税措置が廃止されます。

ただし、昭和15年1月2日以前生れの人、平成18年度は1/3課税、平成19年度は2/3課税、平成20年度からは全額課税になります。
65歳以上の人が対象の老年者控除（48万円）が廃止されます。

公的年金等控除額の改正
65歳以上の人の公的年金等の控除額が変更されます（左

同居の妻の均等割額の全額課税
夫婦で出雲市内に住んでいて、夫が均等割を納税している妻の均等割額は、平成17年度は1/2の200,000円でしたが、平成18年度以降は全額の400,000円になります。

このほかに県民税には、水と緑の森づくり税500円が加算されます。
定率控除の縮減
市・県民税（所得割額）からの定率控除は、平成17年度は15%（上限4万円）でしたが、平成18年度は7.5%（上限2万円）になります。

公的年金等控除額の改正
65歳以上の人の公的年金等の控除額が変更されます（左

[65歳以上の人の公的年金等控除額]

平成17年度	
公的年金等の収入額(A)	公的年金等控除額
260万円以下	140万円
260万円超 460万円以下	(A)×25% + 75万円
460万円超 820万円以下	(A)×15% + 121万円
820万円超	(A)× 5% + 203万円



平成18年度	
公的年金等の収入額(A)	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	(A)×25% + 37万5,000円
410万円超 770万円以下	(A)×15% + 78万5,000円
770万円超	(A)× 5% + 155万5,000円

例 1 今年度から新たに課税される人の場合
（年齢67歳、収入は公的年金収入240万円のみ、扶養親族なし）
社会保険料控除20万円 基礎控除33万円

年度	収入・所得		所得控除			市・県民税額
	収入(A)	公的年金等控除(B)	所得 A-B	老年者控除	その他	
平成17年度	240万円	140万円	100万円	48万円	53万円	0円
平成18年度	240万円	120万円	120万円	0円	53万円	12,100円

↑ 公的年金等控除改正 ↑ 老年者控除廃止

例 2 前年度も課税されていた人の場合（年金所得者）
（夫：75歳、収入は公的年金収入320万円のみ、妻：70歳、収入は公的年金収入60万円のみ）
配偶者控除38万円、社会保険料控除21万円 基礎控除33万円

年度	収入・所得		所得控除			市・県民税額
	収入(A)	公的年金等控除(B)	所得 A-B	老年者控除	その他	
平成17年度	320万円	155万円	165万円	48万円	92万円	15,100円
平成18年度	320万円	120万円	200万円	0円	92万円	54,400円

↑ 公的年金等控除改正 ↑ 老年者控除廃止 ↑ 定率控除の見直し

例 3 前年度も課税されていた人の場合（給与所得者）
（年齢45歳、給与収入480万円のみ、扶養親族なし）
社会保険料控除27万円 基礎控除33万円

年度	収入・所得		所得控除			市・県民税額
	収入(A)	公的年金等控除(B)	所得 A-B	社会保険料控除	基礎控除	
平成17年度	480万円	150万円	330万円	27万円	33万円	60万円
平成18年度	480万円	150万円	330万円	27万円	33万円	60万円

↑ 定率控除の見直し

平成17年度までは、65歳以上の人で合計所得金額が125万円以下の人には、課税されていませんでした。
昭和15年1月2日以前生まれの人で合計所得金額が125万円以下の人には、平成18年度は、本来の税額の2/3を減額して課税します。

市・県民税がかからない人
障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年中の合計所得が125万円以下の人。
前年中の合計所得が「非課税基準額（扶養の人数により変動）」以下の人。
生活保護法による生活扶助を受けている人。

【普通徴収の納期】

1期	6月16日(金)~ 6月30日(金)
2期	8月16日(水)~ 8月31日(木)
3期	10月16日(月)~ 10月31日(火)
4期	1月16日(火)~ 1月31日(水)

市・県民税の納付方法
納付方法は普通徴収（年4回、個人納付）と特別徴収（毎月給与から引き去り）の2つの方法があります。
市・県民税の対象となる人
平成18年1月1日現在、出雲市に住所のある人。
平成18年1月1日現在、出雲市に住所はないが事務所、事業所のある人。

市・県民税の計算方法

$$\text{税 額} = \text{「均等割額」} + \text{「所得割額」}$$

均等割額 4,500円（市民税 3,000円、県民税 1,500円）

所得割額 「平成17年分課税総所得金額*」×「税率」-「速算控除額」-「税額控除額等」

A

税率・速算控除額

課税総所得金額	市 民 税		県 民 税	
	税 率	速算控除	税 率	速算控除
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超	8%	100,000円		
700万円超	10%	240,000円	3%	70,000円

税額控除額等...

定率控除、配当控除など
定率控除はAの7.5%相当額（2万円が上限）

* 課税総所得金額...所得金額から所得控除額（社会保険料、生命保険料、扶養控除等）を差引いた額（昭和15年1月2日以前生れで、前年の合計所得金額が125万円以下の人には均等割額、所得割額とも2/3が減額になります。）

市・県民税についてのおたずねは / 市民税課 市民税係（TEL 21-6523）
平田支所（TEL 63-5552）佐田支所（TEL 84-0115）多伎支所（TEL 86-3116）
湖陵支所（TEL 43-1214）大社支所（TEL 53-3115）